

参照条文等

- **改正児童福祉法** 1
「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の「児童福祉法」
（昭和 22 年法律第 164 号）

- **改正児童福祉法に対する附帯決議（衆・参）** 10
 - ・ 「「難病の患者に対する医療等に関する法律案」及び「児童福祉法の一部を改正する法律案」
に対する附帯決議」（平成 26 年 4 月 18 日衆議院厚生労働委員会）
 - ・ 「児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 26 年 5 月 20 日参議院厚生
労働委員会）

- **小児慢性特定疾病の対象疾病告示** 15
「児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同
条第 2 項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」
（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）

目次

第一章 総則（第一条―第三条）
第一節 定義（第四条―第七条）
第二節 児童福祉審議会等（第八条・第九条）
第三節 実施機関（第十条―第十二条の六）
第四節 児童福祉司（第十三条―第十五条）
第五節 児童委員（第十六条―第十八条の三）
第六節 保育士（第十八条の四―第十八条の二十四）
第二章 福祉の保障
第一節 療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等
第一款 療育の指導（第十九条）
第二款 小児慢性特定疾病医療費の支給
第一目 小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条の二―第十九条の八）
第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関（第十九条の九―第十九条の二
十一）
第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）
第三款 療育の給付（第二十条―第二十一条の三）
第四款 雑則（第二十一条の四・第二十一条の五）
第二節 居宅生活の支援
第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給
付費の支給（第二十一条の五の二―第二十一条の五の十四）
第二款 指定障害児通所支援事業者（第二十一条の五の十五―第二十一
条の五の二十四）
第三款 業務管理体制の整備等（第二十一条の五の二十五―第二十一条の
五の二十七）
第四款 肢体不自由児通所医療費の支給（第二十一条の五の二十八―第二
十一条の五の三十一）
第五款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置（第二十一条の六・
第二十一条の七）
第六款 子育て支援事業（第二十一条の八―第二十一条の十七）
第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所（第二十二条―第
二十四条）
第四節 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費
等給付費並びに障害児入所医療費の支給
第一款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食
費等給付費の支給（第二十四条の二―第二十四条の八）
第二款 指定障害児入所施設等（第二十四条の九―第二十四条の十九）
第三款 業務管理体制の整備等（第二十四条の十九の二）

第四款 障害児入所医療費の支給（第二十四条の二十一―第二十四条の二十
三）
第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食
費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例（第二十四条の
二十四）
第五節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給
第一款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第
二十四条の二十五―第二十四条の二十七）
第二款 指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十八―第二十四条の
三十七）
第三款 業務管理体制の整備等（第二十四条の三十八―第二十四条の四十）
第六節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の九）
第七節 被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十―第三十三条の十七）
第八節 雑則（第三十四条・第三十四条の二）
第三章 事業、養育里親及び施設（第三十四条の三―第四十九条）
第四章 費用（第四十九条の二―第五十六条の五）
第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第五十六条の五の二―
第五十六条の五の四）
第六章 審査請求（第五十六条の五の五）
第七章 雑則（第五十六条の六―第五十九条の八）
第八章 罰則（第六十条―第六十二条の七）
附則

第一章 総則

第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に
満たない者（以下「児童等」という。）が当該疾病にかかっていることにより、
長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであ
つて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議
会の意見を聴いて定める疾病をいう。

② この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機
関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小
児慢性特定疾病にかかっている児童等（政令で定めるものに限る。以下「小児慢
性特定疾病児童等」という。）であつて、当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾
病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるもの
に対し行われる医療（当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。）をいう。

第二款 小児慢性特定疾病医療費の支給

第一目 小児慢性特定疾病医療費の支給

第十九条の二 都道府県は、次条第三項に規定する医療費支給認定（以下この条において「医療費支給認定」という。）に係る小児慢性特定疾病児童等が、次条第六項に規定する医療費支給認定の有効期間内において、指定小児慢性特定疾病医療機関（同条第五項の規定により定められたものに限る。）から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（以下「指定小児慢性特定疾病医療支援」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該小児慢性特定疾病児童等に係る同条第七項に規定する医療費支給認定保護者（次項において「医療費支給認定保護者」という。）に対し、当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。

- ② 小児慢性特定疾病医療費の額は、一月につき、次に掲げる額の合算額とする。
- 一 同一の月に受けた指定小児慢性特定疾病医療支援（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十一条の五の二十八第二項及び第二十四条の二十第二項において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該医療費支給認定保護者の家計の負担能力、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の治療の状況又は身体の状態、当該医療費支給認定保護者と同一の世帯に属する他の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者の数その他の事情を勘案して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額
- 二 当該指定小児慢性特定疾病医療支援（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、医療費支給認定保護者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額
- ③ 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によりすることができないとき、及びこれによることを適当としないときの小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

第十九条の三 小児慢性特定疾病児童等の保護者（小児慢性特定疾病児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護する者をいう。以下この条、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項において同じ。）は、前条第一項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書（小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかつており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、都道府県に申請しなければならぬ。

- ② 指定医の指定の手續その他指定医に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- ③ 都道府県は、第一項の申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかつており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定（以下「医療費支給認定」という。）を行うものとする。

④ 都道府県は、第一項の申請があつた場合において、医療費支給認定をしないこととするとき（申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、次条第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。

⑤ 都道府県は、医療費支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定小児慢性特定疾病医療機関の中から、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるものを定めるものとする。

⑥ 医療費支給認定は、厚生労働省令で定める期間（次項及び第十九条の六第一項第二号において「医療費支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

⑦ 都道府県は、医療費支給認定をしたときは、当該医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者（以下「医療費支給認定保護者」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医療費支給認定の有効期間を記載した医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。

⑧ 医療費支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。

⑨ 指定小児慢性特定疾病医療支援を受けようとする医療費支給認定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関に医療受給者証を提示して指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、医療受給者証を提示することを要しない。

⑩ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関から指定小児慢性特定疾病医療支援を受けたとき（当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者が当該指定小児慢性特定疾病医療機関に医療受給者証を提示したときに限る。）は、都道府県は、当該医療費支給認定保護者が当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払うべき当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費として当該医療費支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該医療費支給認定保護者に代わり、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払うことができる。

⑪ 前項の規定による支払があつたときは、当該医療費支給認定保護者に対し、小児慢性特定疾病医療費の支給があつたものとみなす。

六 申請者が、第十九条の十六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、前項の申請前五年以上以内に小児慢性特定疾病医療支援に不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十二条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十九条の十三の規定による指導又は第十九条の十七第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。

三 申請者が、第十九条の十七第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定小児慢性特定疾病医療機関として著しく不適当と認めるときであるとき。

第十九条の十 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

② 健康保険法第六十八条第二項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の十一 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。

第十九条の十二 指定小児慢性特定疾病医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。

② 前項に規定する診療方針によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第十九条の十三 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関し、都道府県知事の指導を受けなければならない。

第十九条の十四 指定小児慢性特定疾病医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九条の十五 指定小児慢性特定疾病医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を辞退することができる。

第十九条の十六 都道府県知事は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関して必要^一があるとき認めるときは、指定小児慢性特定疾病医療機関若しくは指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定小児慢性特定疾病医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④ 指定小児慢性特定疾病医療機関が、正当な理由がないのに、第一項の規定により報告若しくは提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療費の支払を一時差し止めることができる。

第十九条の十七 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の

十一又は第十九条の十二の規定に従つて小児慢性特定疾病医療支援を行つていないと認めるときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定を遵守すべきことを勧告することができる。

② 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

③ 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第十九条の十八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に違反したとき。

四 小児慢性特定疾病医療費の請求に関し不正があつたとき。

五 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十六第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者又は従業者が、第十九条の十六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

十一 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるに至つたとき。

第十九条の十九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたとき。

二 第十九条の十四の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。)があつたとき。

三 第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があつたとき。

四 前条の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消したとき。

第十九条の二十 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び小児慢性特定疾病医療費の請求を随時審査し、かつ、指定小児慢性特定疾病医療機関が第十九条の三十項の規定によつて請求することができる小児慢性特定疾病医療費の額を決定することができる。

② 指定小児慢性特定疾病医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

③ 都道府県知事は、第一項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関が請求することができる小児慢性特定疾病医療費の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

④ 都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第十九条の二十一 この目に定めるもののほか、指定小児慢性特定疾病医療機関に
関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

第十九条の二十二 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小
児慢性特定疾病児童等に対する医療及び小児慢性特定疾病児童等の福祉に關す
る各般の問題につき、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの
相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整
その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行うものとする。

② 都道府県は、前項に掲げる事業のほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
として、次に掲げる事業を行うことができる。

一 小児慢性特定疾病児童等について、医療機関その他の場所において、一時的
に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他の必要な支援を行
う事業

二 小児慢性特定疾病児童等が相互の交流を行う機会の提供その他の厚生労働
省令で定める便宜を供与する事業

三 小児慢性特定疾病児童等に対し、雇用情報の提供その他小児慢性特定疾病児
童等の就職に關し必要な支援を行う事業

四 小児慢性特定疾病児童等を現に介護する者の支援のため必要な事業

③ その他小児慢性特定疾病児童等の自立の支援のため必要な事業

④ 都道府県は、前項各号に掲げる事業を行うに当たっては、関係機関並びに小児
慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。

第四款 雑則

第二十一条の四 国は、小児慢性特定疾病の治療方法その他小児慢性特定疾病その
他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等(第三
項及び次条において「疾病児童等」という。)の健全な育成に資する調査及び研
究を推進するものとする。

② 国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たっては、難病(難病の患者に
対する医療等に関する法律第一条に規定する難病をいう。以下この項において同
じ。)の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる難病の
発病の機構、診断及び治療方法に關する調査及び研究との適切な連携を図るよう
留意するものとする。

③ 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により小
児慢性特定疾病の治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研

究を行う者、医師、疾病児童等及びその家族その他の関係者に対して積極的に提
供するものとする。

④ 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提
供するに当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

第二十一条の五 厚生労働大臣は、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実
施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方
針を定めるものとする。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

三 児童相談所に要する費用(第九号の費用を除く。)

四 削除

五 第二十条の措置に要する費用

五の二 小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用

五の三 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う
助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(助産の実施又は母子保護の実
施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六
号の三及び次条第三号において同じ。)

六の二 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用
(保育所における保育を行うことにつき第四十五条第一項の基準を維持する
ために要する費用をいう。次条第四号及び第五号並びに第五十六条第三項に
おいて同じ。)

六の三 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

六の四 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費
等給付費又は障害児入所医療費(以下「障害児入所給付費等」という。)の
支給に要する費用

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採った場合において、
入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四
十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用
(国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治
療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する
費用を除く。)

七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、
委託及び委託後の治療等に要する費用

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員

の養成施設に要する費用

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号及び第七号から第十二号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十七条の二 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

② 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

③ 都道府県は、偽りその他不正の手段により小児慢性特定疾病医療費又は障害児入所給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その小児慢性特定疾病医療費又は障害児入所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

④ 都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、偽りその他不正の行為により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けたときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

⑤ 都道府県は、指定障害児入所施設等が、偽りその他不正の行為により障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給を受けたときは、当該指定障害児入所施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

⑥ 前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第五十七条の三 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

② 都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に關して必要があると認めるときは、小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する

世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

③ 都道府県は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

④ 第十九条の十六第二項の規定は前三項の規定による質問について、同条第三項の規定は前三項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の二 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

② 厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病医療費の支給に關して緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に、当該小児慢性特定疾病医療費の支給に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者又は小児慢性特定疾病児童等の保護者であつた者に対し、当該小児慢性特定疾病医療費の支給に係る小児慢性特定疾病医療支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

③ 厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児入所支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

④ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児通所支援若しくは障害児相談支援

に關し、報告若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

⑤ 厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病医療費の支給に關して緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に、小児慢性特定疾病医療支援を行った者又はこれを使用した者に対し、その行った小児慢性特定疾病医療支援に關し、報告若しくは当該小児慢性特定疾病医療支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

⑥ 厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児入所支援を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った障害児入所支援に關し、報告若しくは当該障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

⑦ 第十九条の十六第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

第五十七条の四 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の關係人に報告を求めることができる。

② 都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に關して必要があると認めるときは、小児慢性特定疾病児童等の保護者又は小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小児慢性特定疾病児童等の保護者の雇用主その他の關係人に報告を求めることができる。

③ 都道府県は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の關係人に報告を求めることができる。

第五十七条の四の二 連合会について国民健康保険法第百六条及び第百八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の三に規定する児童福祉法関係業務を含む。）」とする。

第五十七条の五 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準と

して、これを課することができない。

② 小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

③ 前項に規定するもののほか、この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、これを差し押さえることができない。

第五十九条の五 第十九条の十六第一項、第二十一条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六、第四十六条及び第五十九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合に於ては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

② 前項の場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に關する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。この場合において、第四十六条第四項中「都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の」とあるのは「その施設の」と、第五十九条第五項中「都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の」とあるのは「その事業の」とする。

③ 第一項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第六十条の二 小児慢性特定疾病審査会の委員又はその委員であつた者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た小児慢性特定疾病医療支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

② 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員又は委員であつた者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

③ 第二十一条の五の六第四項（第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条の十九第二項の規定により保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、保育士の名称を使用したもの

二 第十八条の二十三の規定に違反した者

三 正当の理由がないのに、第二十一条の十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 正当の理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十一第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五の二十四第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項又は第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第三十条第一項に規定する届出を怠つた者

六 正当の理由がないのに、第五十七条の三の三第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員

七 正当の理由がないのに、第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十二条の五 第五十七条の三の三第四項から第六項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十二条の六 都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第十九条の六第二項の規定による医療受給者証又は第二十四条の四第二項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第二項又は第三項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則 （平成二六年五月三〇日法律第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後

の児童福祉法（以下「新法」という。）の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われたこの法律による改正前の児童福祉法第二十一条の五の事業の実施に要する費用についての都道府県及び国庫の負担、同条に規定する医療の給付を行う場合における当該措置に要する費用に係る支払命令並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

第四条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、新法第六条の二第一項の規定の例により、小児慢性特定疾病を定めることができる。

2 前項の規定により定められた小児慢性特定疾病は、施行日において新法第六条の二第一項の規定により定められたものとみなす。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、新法第六条の二第二項の規定の例により、小児慢性特定疾病の状態の程度を定めることができる。

4 前項の規定により定められた小児慢性特定疾病の状態の程度は、施行日において新法第六条の二第二項の規定により定められたものとみなす。

5 都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第十九条の三第一項及び第二項の規定の例により、指定医の指定をすることができる。

6 前項の規定により指定された指定医は、施行日において新法第十九条の三第一項及び第二項の規定により指定されたものとみなす。

7 都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第十九条の四（第三項を除く。）の規定の例により、小児慢性特定疾病審査会を置くことができる。

8 前項の規定により置かれた小児慢性特定疾病審査会は、施行日において新法第十九条の四の規定により置かれたものとみなす。

9 第七項の規定により置かれた小児慢性特定疾病審査会の委員の任期は、新法第十九条の四第三項の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までとする。

10 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新法第十九条の三の規定による医療費支給認定の手續、新法第十九条の九の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の手續その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

「難病の患者に対する医療等に関する法律案」及び「児童福祉法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 指定難病の選定に当たって、診断基準の作成に係る研究状況等を踏まえて対応するとともに、疾病数の上限を設けることなく、医学、医療の進歩等を踏まえて、指定難病の要件に該当するものは対象とする。また、今後の指定難病の見直しに当たっては、患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること。

二 新制度において大都市特例が規定された趣旨を踏まえ、指定都市が支弁する特定医療費の支給に要する費用が十分に確保されるよう必要な支援を行うこと。

また、指定都市に新たに生じる経費については、国の責任において適切な措置を講じること。

三 難病患者及び長期にわたり疾病の療養を必要とする児童が地域において適切な医療を受けることができよう、指定医療機関及び指定医の指定に当たり地域間格差が生じないよう取り組むとともに、医療機関等のネットワーク等を通じた情報の共有化を図ること。

四 療養生活環境整備事業等、義務的経費化されない事業について、地域間格差につながらないよう、地方自治体の負担に配慮すること。

五 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービスの対象となる難病等の範囲については、難病対策における指定難病の拡大を踏まえつつ、支援の必要性等の観点から判断するものとする。

六 長期にわたり疾病の療養を必要とする児童が成人しても切れ目のない医療及び自立支援が受けられるよう、指定難病の拡大、自立支援事業の取組促進を図るとともに、成人後の医療や成人に対する各種自立支援との連携強化に鋭意取り組むこと。

七 最大の難病対策は治療法の確立であり、難病の原因究明、治療法の研究開発に万全を期すこと。そのため、研究開発のための必要な予算の確保を行うこと。

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年五月二十日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、小児慢性特定疾病の選定に当たっては、診断基準の作成に係る研究状況等を踏まえて対応するとともに、疾病数の上限を設けることなく、医学、医療の進歩等を踏まえて、類縁疾患も含め、対象とするにと。また、今後の小児慢性特定疾病の見直しに当たっては、患者の治療状況や小児慢性特定疾病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること。

二、身近な地域での支援の重要性から大都市特例が規定されている趣旨を踏まえ、小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用の確保をはじめ、引き続き、指定都市及び中核市が適切に事業を実施できるよう、必要な支援を行うこと。

三、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が地域において良質かつ適切な医療を受けることができるよう、指定医療機関及び指定医の指定に当たり地域間格差が生じないように取り組むとともに、専門医の育

成及び医療機関等のネットワーク等を通じた情報の共有化を含めた医療連携を図ること。また、小児慢性特定疾病登録管理システムについては、入力率及び精度の向上を図るなど、その運用に万全を期すこと。

さらに、本改正を踏まえ、都道府県が策定する医療計画の見直しに際し、小児慢性特定疾病の医療提供体制について検討し、必要な対応を行うことができるよう適切な情報提供を行うこと。

四、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に当たっては、特に任意事業について、地域間格差につながらないよう、十分に配慮すること。

五、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療及び自立支援が受けられるようにすることが課題となっている現状に鑑み、指定難病の拡大、自立支援事業の取組促進等を図るとともに、就労状況や生活実態を適宜調査し、成人後の継続した医療や成人に対する各種自立支援との連携強化に鋭意取り組み、その確立を図ること。特に自立支援事業の実施に当たっては、小児慢性特定疾病児童等やその家族等の意見を聴き、その意向を十分反映すること。

六、小児慢性特定疾病対策の欠かすことのできない基本の一つは治療法の確立であり、小児慢性特定疾病の原因究明、治療法の研究開発に万全を期すこと。そのため、小児慢性特定疾病児童等のニーズを踏まえた

研究開発のための必要な予算の確保を行うこと。また、既に薬事承認、保険収載されている医薬品については、治験等による有効性、安全性等の確認に基づき、その効能・効果の追加を積極的に検討すること。

七、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針の策定及び本法施行後の各種施策の進捗状況等の検証・評価に当たっては、社会保障審議会において、広く小児慢性特定疾病児童等、その家族団体、小児慢性特定疾病施策に係る知見を有する学識経験者、地方公共団体等の意見を聴き、その意向を十分反映すること。

八、本法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、小児慢性特定疾病について、学校や地域社会などにとどまらず、広く国民や企業などの理解の促進に取り組むとともに、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保や精神的ケア及び就労支援の一層の充実など、社会参加のための施策に係る措置を早急かつ確実に講じること。さらに、その家族に対する支援施策を充実すること。

右決議する。

○厚生労働省告示第四百七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成十七年厚生労働省告示第二十三号）の全部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度は、第一表から第十四表までに掲げるとおりとする。

第一表 悪性新生物

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
固形腫瘍 (中枢神 経系腫瘍 を除く。)	1	悪性胸腺腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合是对象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	2	悪性黒色腫	同上
	3	悪性骨巨細胞腫	同上
	4	悪性ラズボイド腫瘍	同上
	5	ウイルムス腫瘍／腎芽腫	同上

6	横紋筋肉腫	同上
7	褐色細胞腫	同上
8	滑膜肉腫	同上
9	肝芽腫	同上
10	肝細胞癌	同上
11	気管支腫瘍	同上
12	胸膜肺芽腫	同上
13	甲状腺癌	同上
14	骨軟骨腫症	同上
15	骨肉腫	同上
16	混合性胚細胞腫瘍	同上
17	脂肪肉腫	同上
18	絨毛癌	同上
19	上咽頭癌	同上
20	神経芽腫	同上
21	神経節芽腫	同上
22	腎細胞癌	同上
23	腎明細胞肉腫	同上
24	膝芽腫	同上
25	性索間質性腫瘍	同上
26	線維形成性小円形細胞腫瘍	同上
27	線維肉腫	同上

	28	胎児性癌 ^{がん}	同上
	29	唾液腺癌 ^{がん}	同上
	30	多胎芽腫	同上
	31	軟骨芽細胞腫	同上
	32	軟骨肉腫	同上
	33	副腎皮質癌 ^{がん}	同上
	34	平滑筋肉腫	同上
	35	胞巢状軟部肉腫 ^{肉腫}	同上
	36	未分化神経外胚葉性腫瘍（末梢 ^{しよウ} 性のも のに限る。）	同上
	37	未分化肉腫	同上
	38	未分化胚細胞腫 ^{胚細胞腫}	同上
	39	明細胞肉腫（腎明細胞肉腫を除く。）	同上
	40	網膜芽細胞腫	同上
	41	ユーンゾグ肉腫	同上
	42	卵黄囊腫 ^卵	同上
	43	1から42までに掲げるもののほか、固形 腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	同上
骨髄異形 成症候群	44	骨髄異形成症候群	組織と部位が明確に診断されている 場合。治療終了後から5年を経過し た場合は対象としないが、再発等が 認められた場合は、再度対象とする。

組織球症	45	血球貪食性リンパ組織球症	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合を対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	46	ランゲルハンス細胞組織球症	同上
中枢神経系腫瘍	47	45及び46に掲げるもののほか、組織球症	同上
	48	悪性神経鞘腫	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	49	異型奇形腫瘍／ラズボイド腫瘍	同上
	50	下垂体腺腫	同上
	51	奇形腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	同上
	52	膠芽腫	同上
	53	上衣腫	同上
	54	松果体腫	同上
	55	神経鞘腫	同上
	56	神経節膠腫	同上
	57	神経節腫	同上

58	髄芽腫	同上
59	髄膜腫	同上
60	頭蓋咽頭腫	同上
61	頭蓋内胚細胞腫瘍	同上
62	脊索腫	同上
63	退形成性星細胞腫	同上
64	びまん性星細胞腫	同上
65	乏突起神経膠腫	同上
66	未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢性のものに限る。）	同上
67	脈絡叢乳頭腫	同上
68	毛様細胞性星細胞腫	同上
69	48から68までに掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍	同上
70	急性巨核芽球性白血病	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
71	急性骨髄性白血病、最未分化	
72	急性骨髄単球性白血病	
73	急性赤白血病	
74	急性前骨髄球性白血病	

白血病

	75	急性単球性白血病	同上
	76	若年性骨髄単球性白血病	同上
	77	成熟 B 細胞急性リンパ性白血病	同上
	78	成熟を伴う急性骨髄性白血病	同上
	79	成熟を伴わない急性骨髄性白血病	同上
	80	前駆 B 細胞急性リンパ性白血病	同上
	81	T 細胞急性リンパ性白血病	同上
	82	NK (ナチュラルキラー) 細胞白血病	同上
	83	慢性骨髄性白血病	同上
	84	慢性骨髄単球性白血病	同上
	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病	同上
リンパ腫	86	成熟 B 細胞リンパ腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	87	Tリンパ芽球性リンパ腫	同上
	88	Bリンパ芽球性リンパ腫	同上
	89	ホジキンリンパ腫	同上
	90	未分化大細胞リンパ腫	同上
	91	86から90までに掲げるもののほか、リンパ腫	同上

備考

この表に掲げる疾病についてヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって、第五表備考に定める基準を満たすものを対象とする。

第二表 慢性腎疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
アミロイド腎	1	アミロイド腎	治療で薬物療法を行つている場合又は腎移植を行つた場合
萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	2	萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行つた場合
家族性若年性高尿酸血症性腎症	3	家族性若年性高尿酸血症性腎症	治療で薬物療法を行つている場合又は腎移植を行つた場合
ギットテルマン症候群	4	ギットテルマン症候群	治療で薬物療法を行つている場合又は腎移植を行つた場合
腎奇形	5	寡巨大糸球体症	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行つた場合
	6	腎無形成	同上

	7	多 ^{のう} 囊 ^う 胞 ^{はう} 性 ^{せい} 異 ^い 形 ^{けい} 成 ^{せい} 腎 ^{じん}	同上
	8	多 ^た 発 ^{はつ} 性 ^{せい} 囊 ^う 胞 ^{はう} 腎 ^{じん}	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
	9	低 ^ひ 形 ^{けい} 成 ^{せい} 腎 ^{じん}	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
	10	ポ ^ぽ ツ ^つ ター ^{たー} 症 ^{せい} 候 ^{こう} 群 ^{ぐん}	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
	11	5から10までに掲げるもののほか、腎 ^{じん} 奇 ^き 形 ^{けい}	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
腎 ^{じん} 血 ^{けつ} 管 ^{くわん} 性 ^{せい} 高 ^{こう} 血 ^{けつ} 圧 ^{えつ}	12	腎 ^{じん} 血 ^{けつ} 管 ^{くわん} 性 ^{せい} 高 ^{こう} 血 ^{けつ} 圧 ^{えつ}	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
腎 ^{じん} 静 ^{じやう} 脈 ^{みやく} 血 ^{けつ} 栓 ^{せん} 症 ^{せい}	13	腎 ^{じん} 静 ^{じやう} 脈 ^{みやく} 血 ^{けつ} 栓 ^{せん} 症 ^{せい}	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
腎 ^{じん} 動 ^{どう} 静 ^{じやう} 脈 ^{みやく} 血 ^{けつ} 瘻 ^{ろう}	14	腎 ^{じん} 動 ^{どう} 静 ^{じやう} 脈 ^{みやく} 血 ^{けつ} 瘻 ^{ろう}	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
腎 ^{じん} 尿 ^{にょう} 管 ^{くわん} 結 ^{けつ} 石 ^{せき}	15	腎 ^{じん} 尿 ^{にょう} 管 ^{くわん} 結 ^{けつ} 石 ^{せき}	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合
尿 ^{にょう} 細 ^{さい} 管 ^{くわん} 性 ^{せい} ア ^あ ジ ^じ ト ^と ー ^ー シ ^し ス ^す	16	尿 ^{にょう} 細 ^{さい} 管 ^{くわん} 性 ^{せい} ア ^あ ジ ^じ ト ^と ー ^ー シ ^し ス ^す	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
尿 ^{にょう} 路 ^ろ 奇 ^き 形 ^{けい}	17	閉 ^{へい} 塞 ^{さい} 性 ^{せい} 尿 ^{にょう} 路 ^ろ 疾 ^{じき} 患 ^{わん}	腎機能低下がみられる場合、泌尿器

		科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合
	18	膀胱尿管逆流（下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く。）
	19	17及び18に掲げるもののほか、尿路奇形
	20	巣状分節性糸球体硬化症
ネフローゼ症候群	21	微小変化型ネフローゼ症候群
	22	びまん性メサンギウム硬化症
		病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
		次のいずれかに該当する場合 ア 半年間で3回以上再発した場合 又は1年間に4回以上再発した場合 イ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ウ 腎移植を行った場合
		次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合

			ウ 腎移植を行った場合
	23	フインラント型先天性ネフローゼ症候群	同上
	24	膜性腎症	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
	25	20から24までに掲げるもののほか、ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合 又は1年間に4回以上再発した場合 ウ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合 オ 腎移植を行った場合
ネフローゼ ^{ろぜ}	26	ネフローゼ ^{ろぜ}	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
ハーター ^{たー} 症候群	27	ハーター症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合

慢性糸球体腎炎	28	フアンコーニ症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
	29	I g A腎症	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
	30	エプスタイン症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
	31	急速進行性糸球体腎炎（顕微鏡的多発血管炎によるものに限る。）	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
	32	急速進行性糸球体腎炎（多発血管炎性肉芽腫症によるものに限る。）	同上
	33	抗糸球体基底膜腎炎（グッドパスチャー症候群）	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一

		つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
34	紫斑病性腎炎	同上
35	ネイール・パテラ症候群 (爪膝蓋症候群)	同上
36	非典型溶血性尿毒症症候群	治療でスロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、血漿交換療法若しくは輸血のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
37	膜性増殖性糸球体腎炎	病理診断で診断が確定し、治療でスロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
38	慢性糸球体腎炎 (アルポート症候群によるものに限る。)	同上
39	メサンギウム増殖性糸球体腎炎 (IGA腎症を除く。)	同上
40	ループス腎炎	病理診断で診断が確定し、治療でスロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アル

			ズミノ製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
	41	29から40までに掲げるもののほか、慢性糸球体腎炎	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
慢性腎盂腎炎	42	慢性腎盂腎炎	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
慢性腎不全	43	慢性腎不全（急性尿細管壊死又は腎虚血によるものに限る。）	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
	44	慢性腎不全（腎腫瘍によるものに限る。）	同上
慢性尿細管間質性腎炎（尿路奇形が原因を除く。）	45	慢性尿細管間質性腎炎（尿路奇形が原因のものを除く。）	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
	46	ロウ症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
ロウ症候群			

備考

この表で掲げる疾病についてヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度が腎機能低下が見られる場合であって、第五表備考に定める基準を満たすものを対象とする。

第三表 慢性呼吸器疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
間質性肺炎	1	先天性肺胞蛋白症（遺伝子異常が原因の間質性肺炎疾患を含む。）	左欄の疾病名に該当する場合
	2	特発性間質性肺炎	同上
	3	肺胞微石症	同上
	4	気管支拡張症	気管支炎や肺炎を繰り返す場合
	5	気管支喘息	次のいずれかに該当する場合 ア 1年以内に3か月に3回以上の大発作があった場合 イ 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合 ウ 治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合 エ 生物学的製剤の投与を行った場合 オ おおむね1か月以上の長期入院

気道狭窄	6	気道狭窄	<p>療法を行う場合</p> <p>治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養又は経管栄養のうち一つ以上を行う場合（急性期のものを除く。）。咽頭狭窄については、気管切開術、上顎下顎延長術を除く通常の手術（アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等）により治癒する場合は対象としない。</p>
先天性横隔膜ヘルニア	7	先天性横隔膜ヘルニア	<p>治療が必要な場合</p>
先天性中枢性低換気症候群	8	先天性中枢性低換気症候群	<p>治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養又は横隔膜ペーシングのうち一つ以上を行う場合</p>
線毛機能不全症候	9	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	<p>治療が必要な場合</p>

群				
特発性肺 へモジデ ローシス	10	特発性肺へモジデローシス		治療が必要な場合
嚢胞性線 維症	11	嚢胞性線維症		治療が必要な場合
閉塞性細 気管支炎	12	閉塞性細気管支炎		治療が必要な場合
慢性肺疾 患	13	慢性肺疾患		治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。） 、酸素療法又は中心静脈栄養のうち一つ以上を行う場合
リンパ管 腫／リン パ管腫症	14	リンパ管腫／リンパ管腫症		治療が必要な場合

第四表 慢性心疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
一側肺動 脈欠損	1	一側肺動脈欠損	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
右室二腔 症	2	右室二腔症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合

エプスタイン病	3	エプスタイン病	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
拡張型心筋症	4	拡張型心筋症	左欄の疾病名に該当する場合
川崎病性冠動脈瘤	5	川崎病性冠動脈瘤	一過性でないことが確実な冠動脈異常所見（拡張、瘤形成、巨大瘤又は狭窄）を確認し、継続的な治療が行われている場合
冠動脈狭窄症（川崎病によるものを除く。）	6	冠動脈狭窄症（川崎病によるものを除く。）	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
完全型房室中隔欠損症	7	完全型房室中隔欠損症（完全型心内膜床欠損症）	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
完全大血管転位症	8	完全大血管転位症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
完全房室ブロック	9	完全房室ブロック	左欄の疾病名に該当する場合
冠動脈起始異常	10	左冠動脈肺動脈起始症	第1基準又は第2基準を満たす場合
	11	右冠動脈肺動脈起始症	同上

	12	10及び11に掲げるもののほか、冠動脈起始異常	同上
脚ブロック	13	脚ブロック	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
QT延長症候群	14	QT延長症候群	左欄の疾病名に該当する場合
虚血性心疾患	15	狭心症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	16	心筋梗塞	同上
血管輪	17	左肺動脈右肺動脈起始症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	18	重複大動脈弓症	同上
	19	17及び18に掲げるもののほか、血管輪	同上
拘束型心筋症	20	拘束型心筋症	左欄の疾病名に該当する場合
左室右房交通症	21	左室右房交通症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
左心低形成症候群	22	左心低形成症候群	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
三心房心	23	三心房心	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
三尖弁閉	24	三尖弁閉鎖症	治療中である場合又は第2基準若し

鎖症			くは第3基準を満たす場合
収縮性心膜炎	25	収縮性心膜炎	第1基準を満たす場合
上室頻拍	26	上室頻拍 (WPW症候群によるものに限る。)	第1基準を満たす場合
	27	多源性心房頻拍	同上
	28	26及び27に掲げるもののほか、上室頻拍	同上
心筋緻密化障害	29	心筋緻密化障害	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
心室細動	30	心室細動	左欄の疾病名に該当する場合
心室中隔欠損症	31	心室中隔欠損症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
心室頻拍	32	カテコラミン誘発多形性心室頻拍	第1基準を満たす場合
	33	ペラパミル感受性心室頻拍	同上
	34	32及び33に掲げるもののほか、心室頻拍	同上
心室瘤	35	心室瘤	第1基準を満たす場合
心臓腫瘍	36	心臓腫瘍	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
心臓弁膜症	37	三尖弁狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	38	三尖弁閉鎖不全症	同上
	39	僧帽弁狭窄症	同上

	40	僧帽弁閉鎖不全症	同上
	41	大動脈弁狭窄症	同上
	42	大動脈弁閉鎖不全症	同上
	43	肺動脈弁狭窄症	同上
	44	肺動脈弁閉鎖不全症	同上
心内膜線維彈性症	45	心内膜線維彈性症	左欄の疾病名に該当する場合
心房細動	46	心房細動	第1基準を満たす場合
心房粗動	47	心房粗動	第1基準を満たす場合
心房中隔欠損症	48	静脈洞型心房中隔欠損症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	49	単心房症	同上
	50	二次孔型心房中隔欠損症	同上
	51	不完全型房室中隔欠損症 (不完全型心内膜床欠損症)	同上
先天性修正大血管転位症	52	先天性修正大血管転位症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
先天性心膜欠損症	53	先天性心膜欠損症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
総動脈幹遺残症	54	総動脈幹遺残症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合

僧帽弁弁上輪	55	僧帽弁弁上輪	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
大動脈弓閉塞症	56	大動脈弓閉塞症（大動脈弓離断複合を除く。）	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	57	大動脈弓離断複合	同上
大動脈狭窄症	58	ウイリアムズ症候群	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	59	大動脈縮窄症	同上
	60	大動脈縮窄複合	同上
	61	大動脈弁上狭窄症	同上
	62	58から61までに掲げるもののほか、大動脈狭窄症	同上
大動脈肺動脈窓	63	大動脈肺動脈窓	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
大動脈弁下狭窄症	64	大動脈弁下狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	65	大動脈瘤（バルサルバ洞動脈瘤を除く。）	破裂の場合又は破裂が予想される場合
多源性心室期外収縮	66	バルサルバ洞動脈瘤	同上
	67	多源性心室期外収縮	心室性期外収縮であって多源性である場合

単心室症	68	単心室症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
動静脈瘻	69	冠動脈瘻	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	70	肺動静脈瘻	同上
	71	69及び70に掲げるもののほか、動静脈瘻	同上
洞不全症候群	72	洞不全症候群	左欄の疾病名に該当する場合
動脈管開存症	73	動脈管開存症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
内臓錯位症候群	74	多脾症候群	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
	75	無脾症候群	同上
肺静脈還流異常症	76	総肺静脈還流異常症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
	77	部分肺静脈還流異常症	同上
肺静脈狭窄症	78	肺静脈狭窄症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
肺動脈狭窄症	79	肺動脈弁上狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	80	末梢性肺動脈狭窄症	同上
肺動脈上	81	肺動脈上行大動脈起始症	治療中である場合又は第2基準若し

行大動脈 起始症			くは第3基準を満たす場合
肺動脈性 肺高血圧 症	82	肺動脈性肺高血圧症	左欄の疾病名に該当する場合
肺動脈閉 鎖症	83	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	治療中である場合又は第2基準若し くは第3基準を満たす場合
	84	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	同上
肺動脈弁 下狭窄症	85	肺動脈弁下狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満 たす場合
肺動脈弁 欠損	86	肺動脈弁欠損	治療中である場合又は第2基準若し くは第3基準を満たす場合
肥大型心 筋症	87	肥大型心筋症	左欄の疾病名に該当する場合
フアロー 四徴症	88	フアロー四徴症	治療中である場合又は第2基準若し くは第3基準を満たす場合
フォンタ ン術後症 候群	89	フォンタン術後症候群	フォンタ型手術を行った場合
不整脈源 性右室心	90	不整脈源性右室心筋症	治療中である場合又は第2基準を満 たす場合

筋症			
慢性心筋炎	91	慢性心筋炎	第1基準を満たす場合
慢性心膜炎	92	慢性心膜炎	第1基準を満たす場合
慢性肺性心	93	慢性肺性心	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
モビッツ2型ブロッカ	94	モビッツ2型ブロッカ	左欄の疾病名に該当する場合
両大血管右室起始症	95	タウジツヒ・ビンダ奇形	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
	96	両大血管右室起始症（タウジツヒ・ビンダ奇形を除く。）	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
両大血管左室起始症	97	両大血管左室起始症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合

備考

本表中「第1基準」、「第2基準」及び「第3基準」とは、それぞれ次の表の右欄に掲げる基準をいう。

第1基準	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬又は肺血管拡張薬のいずれかが投与されている場合であること。
------	---

第2基準	次の①から⑨までのいずれかが認められていること。①肺高血圧症（収縮期血圧40mmHg以上）、②肺動脈狭窄症（右室—肺動脈圧較差20mmHg以上）、③2度以上の房室弁逆流、④2度以上の半月弁逆流、⑤圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄、⑥心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック⑦左室駆出率0.6以下、⑧心胸郭比60%以上、⑨圧較差20mmHg以上の大動脈再狭窄
第3基準	最終手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合であること。

第五表 内分泌疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
アルドステロン症	1	アルドステロン症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
アンドロゲン過剰症（思春期早発症を除く。）	2	アンドロゲン過剰症（ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く。）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
エストロゲン過剰症（思春期早発症を除く。）	3	エストロゲン過剰症（ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く。）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合

下垂体機能低下症	4	後天性下垂体機能低下症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	5	先天性下垂体機能低下症	同上
下垂体性巨人症	6	下垂体性巨人症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
偽性低アルドステロン症	7	偽性低アルドステロン症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
偽性副甲状腺機能低下症	8	偽性偽性副甲状腺機能低下症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
	9	偽性副甲状腺機能低下症（偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く。）	同上
クッシング症候群	10	異所性副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）産生症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	11	クッシング病	同上
	12	副腎腺腫	同上

	13	副腎皮質結節性過形成	同上
	14	10から13までに掲げるもののほか、クッシング症候群	同上
グルカゴノーマ	15	グルカゴノーマ	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
原発性低リン血症性くる病	16	原発性低リン血症性くる病	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
高インスリン血症 低血糖症	17	インスリンノーマ	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法又は胃瘻、持続経鼻栄養等の栄養療法のいずれか一つ以上を行っている場合
	18	先天性高インスリン血症	同上
	19	17及び18に掲げるもののほか、高インスリン血症性低血糖症	同上
	20	精巣形成不全	治療で補充療法を行っている場合
高ゴナドトロピン性腺機能低下症	21	卵巣形成不全	同上
	22	20及び21に掲げるもののほか、高ゴナドトロピン性腺機能低下症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合

甲状腺機能亢進症	23	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を除く。）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	24	バセドウ病	同上
甲状腺機能低下症	25	萎縮性甲状腺炎	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	26	橋本病	同上
	27	25及び26に掲げるもののほか、後天性甲状腺機能低下症	同上
	28	異所性甲状腺	同上
	29	甲状腺刺激ホルモン（TSH）分泌低下症（先天性に限る。）	同上
	30	無甲状腺症	同上
	31	28から30までに掲げるもののほか、先天性甲状腺機能低下症	同上
	32	甲状腺ホルモン不応症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
高プロラクチン血症	33	高プロラクチン血症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	34	抗利尿ホルモン（ADH）不適合分泌症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合

A D H) 不適合群 分泌候群			
	35	骨形成不全症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
骨形成不全症			
	36	自己免疫性多内分泌腺症候群 1 型	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ピタミソドの維持療法を行っている場合も対象とする。
自己免疫性多内分泌腺症候群			
	37	自己免疫性多内分泌腺症候群 2 型	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
思春期早発症			
	38	ゴナドトロピン依存性思春期早発症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
脂肪異常栄養症 (脂肪萎縮症)			
	39	ゴナドトロピン非依存性思春期早発症	同上
脂肪異常栄養症 (脂肪萎縮症)			
	40	脂肪異常栄養症 (脂肪萎縮症)	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
消化管ホルモン産生腫瘍			
	41	ガストリノーマ	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
成長ホル			
	42	カルチノイド症候群	同上
	43	V I P 産生腫瘍	同上
	44	インスリン様成長因子 1 (I G F - 1)	治療で補充療法、機能抑制療法その

モン (G H) 不応 性症候群	45	不応症 成長ホルモン (GH) 不応性症候群 (イ ンスリン様成長因子 1 (IGF-1) 不 応症を除く。)	他の薬物療法を行っている場合 同上
	46	成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長 症 (脳の器質的原因によるものに限る。)	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合。た だし、成長ホルモン治療を行う場合 には、備考に定める基準を満たすも のに限る。
成長ホル モン (G H) 分泌 不全性低 身長症	47	成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長 症 (脳の器質的原因によるものを除く。)	同上
	48	アノドロゲン不応症	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
	49	17β—ヒドロキシステロイド脱水素酵素 欠損症	同上
	50	5α—還元酵素欠損症	同上
	51	48から50までに掲げるもののほか、46, XY性分化疾患	同上
	52	混合性性腺異形成症	同上
	53	46, XX性分化疾患	同上
性分化疾 患	54	卵精巢性性分化疾患	同上
	55	腺腫様甲状腺腫	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合

状腺腫			他の薬物療法を行っている場合
先端巨大症	56	先端巨大症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
先天性副腎過形成症	57	11β—水酸化酵素欠損症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	58	3β—ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	同上
	59	17α—水酸化酵素欠損症	同上
	60	21—水酸化酵素欠損症	同上
	61	P450酸化還元酵素欠損症	同上
	62	リポイド副腎過形成症	同上
	63	57から62までに掲げるもののほか、先天性副腎過形成症	同上
多嚢胞性卵巢症候群	64	多嚢胞性卵巢症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
多発性内分泌腫瘍	65	多発性内分泌腫瘍1型（ウエルマー症候群）	手術を実施し、かつ、術後も治療が必要な場合
	66	多発性内分泌腫瘍2型（シツプル症候群）	同上
中枢性塩	67	65及び66に掲げるもののほか、多発性内分泌腫瘍	同上
	68	中枢性塩喪失症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その

喪失症候群			他の薬物療法を行っている場合
アルドステロン症	69	アルドステロン合成酵素欠損症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	70	低レニン性低アルドステロン症	同上
	71	69及び70に掲げるもののほか、低アルドステロン症	同上
	72	カルマン症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
低ゴナドトロピン性腺機能低下症	73	低ゴナドトロピン性腺機能低下症（カルマン症候群を除く。）	同上
	74	軟骨低形成症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
軟骨異栄養症	75	軟骨無形成症	同上
	76	口渇中枢障害を伴う高ナトリウム血症（本態性高ナトリウム血症）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
尿崩症	77	腎性尿崩症	同上
	78	中枢性尿崩症	同上
ビタミン	79	ビタミンD依存性くる病	治療で補充療法、機能抑制療法その

D依存性 くる病			他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
ビタミンD抵抗性 骨軟化症	80	ビタミンD抵抗性骨軟化症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
副甲状腺亢進 機能低下症	81	副甲状腺機能亢進症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
副甲状腺機能低下 症	82	副甲状腺機能低下症（副甲状腺欠損症を除く。）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
	83	副甲状腺欠損症	同上
慢性副腎 皮質機能 低下症	84	グルココルチコイド抵抗症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	85	先天性副腎低形成症	同上
	86	副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）単独欠損症	同上
	87	副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）不応	同上

	症		
	88	84から87までに掲げるもののほか、慢性副腎皮質機能低下症（アジソン病を含む。）	同上
見かけの 鉍質コル チコイド 過剰症候 群	89	見かけの鉍質コルチコイド過剰症候群（ AME症候群）	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
リトル症 候群	90	リトル症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
内分泌疾 患を伴う その他の 症候群	91	ターナー症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合。た だし、成長ホルモン治療を行う場 合には、備考に定める基準を満たす ものに限る。
	92	ヌーナン症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
	93	バルデー・ピートル症候群	同上
	94	プラダー・ライリ症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合。 ただし、成長ホルモン治療を行う場 合には、備考に定める基準を満たす

		ものに限る。
95	ワックキューン・オルブライト症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合

備考

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって次の基準を満たすものを対象とする。

I 開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

1 後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものを除く。) による低身長の場合 次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、(3) を満たしていれば足りること。

(1) 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。

(2) IGF-1 (ソマトメジンC) 値が200ng/ml未満 (5歳未満の場合は、150ng/ml未満) であること。

(3) 乳幼児で成長ホルモン (GH) 分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は1種以上、その他の場合は2種以上の成長ホルモン分泌刺激試験 (空腹下で行われた場合に限る。) の全ての結果 (試験前の測定値を含む。) で、成長ホルモンの最高値が6ng/ml (GHRP-2 負荷では16ng/ml) 以下であること。

2 成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものに限る。) (1種以上の成長ホルモン分泌刺激試験 (空腹下で行われた場合に限る。) の全ての結果 (試験前の測定値を含む。) で、成長ホルモンの最高値が6ng/ml (GHRP-2 負荷では16ng/ml

) 以下である場合に限る。) 、ターナー症候群又はプラダー・ウイリ症候群による低身長の場合 次のいずれかに該当すること。

- (1) 現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。
- (2) 年間の成長速度が、2年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。
- 3 軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合 現在の身長が別表第四に掲げる値以下であること。
- 4 慢性腎不全による低身長の場合 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。

II 継続基準

次のいずれかに該当すること。

- 1 後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症、成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものに限る。) 又は成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものを除く。) による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が $6.0\text{cm}/\text{年}$ 以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が $2.0\text{cm}/\text{年}$ 以上であること。治療2年目以降は、年間成長速度が $3.0\text{cm}/\text{年}$ 以上であること。
- 2 慢性腎不全、ターナー症候群、プラダー・ウイリ症候群、軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が $4.0\text{cm}/\text{年}$ 以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が $1.0\text{cm}/\text{年}$ 以上であること。治療2年目以降は、年間成長速度が $2.0\text{cm}/\text{年}$ 以上であること。治療3年目以降は、年間成長速度が $1.0\text{cm}/\text{年}$ 以上であること。

III 終了基準

男子にあっては身長 156.4cm 、女子にあっては身長 145.4cm に達したこと。

第六表 膠原病

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
血管炎症 候群	1	結節性多発動脈炎	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合
	2	顕微鏡的多発血管炎	同上
	3	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	同上
	4	高安動脈炎	同上
	5	多発血管炎性肉芽腫症	同上
	6	抗リン脂質抗体症候群	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合
	7	シエーグレン症候群	同上
	8	若年性特発性関節炎	同上
	9	全身性エリテマトーデス	同上
	10	皮膚筋炎／多発性筋炎	同上
	11	ペーチェット病	同上

再発性多発軟骨炎	12	再発性多発軟骨炎	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合
自己炎症性疾患	13	インターロキン1受容体拮抗分子欠損症	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合
	14	家族性地中海熱	同上
	15	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アケネ症候群	同上
	16	クリオペリン関連周期性熱症候群	同上
	17	高IgD症候群（メバロン酸キナーゼ欠損症）	同上
	18	TNF受容体関連周期性症候群	同上
	19	中條・西村症候群	同上
	20	ブラウウ症候群／若年発症サルコイドーシス	同上

		21	慢性再発性多発性骨髄炎	同上
		22	13から21までに掲げるもののほか、自己炎症性疾患	同上
	ステロイド・ ゾンゾン 症候群	23	ステロイド・ゾンゾン症候群	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合
	皮膚・結 合組織疾 患	24	強皮症	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合
		25	混合性結合組織病	同上

第七表 糖尿病

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
糖尿病	1	1型糖尿病	治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又はIGF-1のうち一つ以上を用いている場合
	2	インスリン受容体異常症	同上

3	脂肪萎縮性糖尿病	同上
4	若年発症成人型糖尿病 (MODY)	同上
5	新生児糖尿病	同上
6	2型糖尿病	同上
7	1から6まで掲げるもののほか、糖尿病	同上

第八表 先天性代謝異常

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
アミノ酸代謝異常症	1	アルギニノコハク酸合成酵素欠損症 (シトルリン血症)	左欄の疾病名に該当する場合
	2	アルギニノコハク酸尿症	同上
	3	N-アセチルグルタミン酸合成酵素欠損症	同上
	4	オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症	同上
	5	カルバミルリン酸合成酵素欠損症	同上
	6	高アルギニン血症	同上
	7	高オルニチン血症	同上
	8	高チロシン血症 1 型	同上
	9	高チロシン血症 2 型	同上
	10	高チロシン血症 3 型	同上
	11	高プロリン血症	同上
	12	高メチオニン血症	同上

		30	24から29までに掲げるもののほか、金属代謝異常症	同上
結合組織異常症		31	エーラス・ダンロス症候群	左欄の疾病名に該当する場合
		32	大理石骨病	同上
		33	低ホスファターゼ症	同上
		34	リポイドトタンパク症	同上
		35	31から34までに掲げるもののほか、結合組織異常症	同上
脂質代謝異常症		36	家族性高コレステロール血症	左欄の疾病名に該当する場合
		37	家族性複合型高脂質血症	同上
		38	原発性高カイロミクロン血症	同上
		39	高比重リポタンパク (HDL) 欠乏症	同上
		40	無βーリポタンパク血症	同上
		41	36から40までに掲げるもののほか、脂質代謝異常症	同上
		42	カルニチンアシルカルニチントランスロカーゼ欠損症	左欄の疾病名に該当する場合
脂肪酸代謝異常症		43	カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼⅠ欠損症	同上
		44	カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼⅡ欠損症	同上
		45	極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	同上

	46	三頭酵素欠損症	同上	
	47	3-ヒドロキシアシルCoA脱水素酵素欠損症	同上	
	48	全身性カルニチン欠損症	同上	
	49	短鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	同上	
	50	中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	同上	
	51	42から50までに掲げるもののほか、脂肪酸代謝異常症	同上	
神経伝達物質異常症	52	GABAアミノ基転移酵素欠損症	左欄の疾病名に該当する場合	
	53	コハク酸セミアルゲヒト脱水素酵素欠損症	同上	
	54	チロシン水酸化酵素欠損症	同上	
	55	ドーパミンβ-水酸化酵素欠損症	同上	
	56	ピオプテリン代謝異常症	同上	
	57	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	同上	
	58	52から57までに掲げるもののほか、神経伝達物質異常症	同上	
		59	先天性ホルファイン症	左欄の疾病名に該当する場合
		60	遺伝性フルクトース不耐症	左欄の疾病名に該当する場合
糖質代謝異常症	61	ウリジルニリン酸ガラクトース-4-エ	同上	

	ピムラーゼ欠損症	
62	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	同上
63	ガラクトキナーゼ欠損症	同上
64	グリコーゲン合成酵素欠損症 (糖原病 0 型)	同上
65	グルコーストランスポーター 1 (GLUT 1) 欠損症	同上
66	糖原病 I 型	同上
67	糖原病 III 型	同上
68	糖原病 IV 型	同上
69	糖原病 V 型	同上
70	糖原病 VI 型	同上
71	糖原病 VII 型	同上
72	糖原病 IX 型	同上
73	フルクトースー1, 6ービスホスファターゼ欠損症	同上
74	ホスホエノールピルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症	同上
75	60から74までに掲げるもののほか、糖質代謝異常症	同上
76	先天性葉酸吸収不全症	左欄の疾病名に該当する場合

ビタミン

代謝異常症	77	76に掲げるもののほか、ビタミン代謝異常症	同上
プリンジン代謝異常症	78	アデニンホスホシルトランスフェラーゼ欠損症	左欄の疾病名に該当する場合
	79	オロト酸尿症	同上
	80	キサントシン尿症	同上
	81	尿酸トランスポーター異常症	同上
	82	ヒポキサントングアニンホスホシルトランスフェラーゼ欠損症（レッシユ・ナイハン症候群）	同上
	83	78から82までに掲げるもののほか、プリンペリミジン代謝異常症	同上
	84	副腎白質ジストロフィー	左欄の疾病名に該当する場合
	85	ペルオキシソーム形成異常症	同上
	86	レフサム病	同上
	87	84から86までに掲げるもののほか、ペルオキシソーム病	同上
ペルオキシソーム病	88	スクシニル-CoAリガーゼ欠損症	左欄の疾病名に該当する場合
	89	ピルビン酸カルボキシラーゼ欠損症	同上
	90	ピルビン酸脱水素酵素複合体欠損症	同上
	91	フマラーゼ欠損症	同上
	92	ミトコンドリア呼吸鎖複合体欠損症	同上
ミトコンドリア病			

93	ミトコンドリアDNA欠失（カーンズ・セイヤー症候群を含む。）	同上
94	ミトコンドリアDNA枯渇症候群	同上
95	ミトコンドリアDNA突然変異（リー（Leigh）症候群、MELAS及びMERRFを含む。）	同上
96	88から95までに掲げるもののほか、ミトコンドリア病	同上
97	アルカプトン血症	左欄の疾病名に該当する場合
98	イソ草酸血症	同上
99	グリセロール血症	同上
100	グルタル酸血症1型	同上
101	グルタル酸血症2型	同上
102	原発性高シュウ酸血症	同上
103	スクシニルCoA：3-ケト酸CoAトランスフェラーゼ（SCOT）欠損症	同上
104	3-ヒドロキシ-3-メチルグルタリルCoA合成酵素欠損症	同上
105	3-ヒドロキシ-3-メチルグルタル酸血症	同上
106	3-メチルクロトニルCoAカルボキシラーゼ欠損症	同上

有機酸代謝異常症

	107	先天性胆汁酸代謝異常症	同上
	108	複合カルボキシラーゼ欠損症	同上
	109	プロピオン酸血症	同上
	110	β -ケトチオラーゼ欠損症	同上
	111	メチルグルタコン酸尿症	同上
	112	メチルマロン酸血症	同上
	113	97から112までに掲げるもののほか、有機酸代謝異常症	同上
ライソソーム病	114	アスパルチルグルコサミン尿症	左欄の疾病名に該当する場合
	115	異染性白質ジストロフィー	同上
	116	ガラクトシアリドーシス	同上
	117	クラッツベ病	同上
	118	ゴーシェ病	同上
	119	酸性リパーゼ欠損症	同上
	120	シアリドーシス	同上
	121	GM1ーガングリオシドーシス	同上
	122	GM2ーガングリオシドーシス	同上
	123	シスチン症	同上
	124	神経セロイドリポフスチン症	同上
	125	ニーマン・ピック病	同上
	126	フエーバー病	同上
	127	フエーグリー病	同上

128	フコシドーシス		同上
129	ポソペ病		同上
130	マルチプルスルフラターゼ欠損症		同上
131	マンノシドーシス		同上
132	ムコ多糖症Ⅰ型		同上
133	ムコ多糖症Ⅱ型		同上
134	ムコ多糖症Ⅲ型		同上
135	ムコ多糖症Ⅳ型		同上
136	ムコ多糖症Ⅴ型		同上
137	ムコ多糖症Ⅶ型		同上
138	ムコリピドーシスⅡ型 (I-cell病)		同上
139	ムコリピドーシスⅢ型		同上
140	遊離シアル酸蓄積症		同上
141	114から140までに掲げるもののほか、ライソゾーム病		同上

第九表 血液疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
遺伝性出血性末梢血管拡張症	1	遺伝性出血性末梢血管拡張症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析

遺伝性溶血性貧血			のうち一つ以上を実施する場合
2	遺伝性球状赤血球症		検査で血中ヘモグロビン値10g/dL以下又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
3	鎌状赤血球症		治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
4	グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症		検査で血中ヘモグロビン値10g/dL以下又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
5	口唇赤血球症		治療で補充療法を行っている場合
6	サラセミア		治療で継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
7	ピルビン酸キナーゼ欠乏性貧血		検査で血中ヘモグロビン値10g/dL以下又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
8	不安定ヘモグロビン症		治療で継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造

			血幹細胞移植を実施する場合
	9	2から8までに掲げるもののほか、遺伝性溶血性貧血	治療で補充療法を行っている場合
カサバツハ・メリット症候群	10	カサバツハ・メリット症候群	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
家族性赤血球増加症	11	家族性赤血球増加症	血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合
巨赤芽球性貧血	12	巨赤芽球性貧血	治療で補充療法を行っている場合
血小板機能異常症	13	血小板放出機構異常症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	14	血小板無力症	同上
	15	ベルナル・スーリエ症候群	同上

	16	13から15までに掲げるもののほか、血小板機能異常症	同上
血小板減少症（脾機能亢進症によるに限る。）	17	血小板減少症（脾機能亢進症によるものに限る。）	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
血小板減少性紫斑病	18	免疫性血小板減少性紫斑病	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	19	18に掲げるもののほか、血小板減少性紫斑病	同上
血栓性血小板減少性紫斑病	20	血栓性血小板減少性紫斑病	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合

骨髄線維症	21	骨髄線維症	治療で補充療法、G—C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
再生不良性貧血	22	再生不良性貧血	治療で補充療法、G—C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
自己免疫性溶血性貧血	23	寒冷凝集素症	治療で補充療法、G—C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	24	発作性寒冷ヘモグロビン尿症	同上
	25	23及び24に掲げるもののほか、自己免疫性溶血性貧血（A I H Aを含む。）	同上
周期性血	26	周期性血小板減少症	治療で補充療法、G—C S F療法、

小板減少症			除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
真性多血症	27	真性多血症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
赤芽球癆	28	後天性赤芽球癆	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	29	先天性赤芽球癆（ダイアモンド・ブライツクファン貧血）	同上
先天性アノチトロンビン欠	30	先天性アノチトロンビン欠乏症	左欄の疾病名に該当する場合

先天性血液凝固因子異常	31	血友病 A	左欄の疾病名に該当する場合
	32	血友病 B	
	33	先天性フィブリノーゲン欠乏症	
	34	先天性プロトロンビン欠乏症	
	35	第 V 因子欠乏症	
	36	第 VII 因子欠乏症	
	37	第 X 因子欠乏症	
	38	第 XI 因子欠乏症	
	39	第 XII 因子欠乏症	
	40	第 XIII 因子欠乏症	
	41	フォンウィルブラント病	
	42	31 から 41 までに掲げるもののほか、先天性血液凝固因子異常	
	43	先天性無巨核球形血小板減少症	
先天性骨髄不全症候群	44	フアンコニ貧血	同上
	45	先天性赤血球形成異常性貧血	治療で補充療法若しくは除鉄剤の投
先天性赤			

血球形成異常性貧血			与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
先天性プロテインC欠乏症	46	先天性プロテインC欠乏症	左欄の疾病名に該当する場合
先天性プロテインS欠乏症	47	先天性プロテインS欠乏症	左欄の疾病名に該当する場合
鉄芽球性貧血	48	鉄芽球性貧血	治療で補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
微小血管障害性溶血性貧血	49	微小血管障害性溶血性貧血	血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合
発作性夜間へモグロビン尿症	50	発作性夜間へモグロビン尿症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
本態性血	51	本態性血小板血症	血栓症の既往がある場合又は治療で

小板血症				抗凝固療法を行っている場合
無トランスフェリン血症	52	無トランスフェリン血症		左欄の疾病名に該当する場合
メイ・ヘグリン異常症	53	メイ・ヘグリン異常症		治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
溶血性貧血（脾機能亢進症に限る。）	54	溶血性貧血（脾機能亢進症によるものに限る。）		治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合

第十表 免疫疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
液性免疫不全を主とする疾患	1	IgGサブクラス欠損症	感染症の予防や治療で補充療法を実施する場合、抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にか

		かった場合
2	X連鎖無ガンマグロブリン血症	治療で補充療法、G—C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を
3	高 I g M症候群	同上
4	選択的 I g A欠損	感染症の予防や治療で補充療法を実施する場合、抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合
5	特異抗体産生不全症	同上
6	乳児一過性低ガンマグロブリン血症	同上
7	分類不能型免疫不全症	治療で補充療法、G—C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を

原 発 性 食 胞 機 能 不 全 症 及 び 欠 損 症	8	1 から 7 ま で に 掲 げ る も の の ほ か、 液 性 免 疫 不 全 を 主 と す る 疾 患	実 施 す る 場 合 同 上
	9	周 期 性 好 中 球 減 少 症	治 療 で 補 充 療 法、 Gー C S F 療 法、 除 鉄 剤 の 投 与、 抗 凝 固 療 法、 ス テ ロ イ ド 薬 の 投 与、 免 疫 抑 制 薬 の 投 与、 抗 腫 瘍 薬 の 投 与、 再 発 予 防 法、 感 染 症 予 防 療 法、 造 血 幹 細 胞 移 植、 腹 膜 透 析 又 は 血 液 透 析 の う ち 一 つ 以 上 を 実 施 す る 場 合
	10	重 症 先 天 性 好 中 球 減 少 症	治 療 で Gー C S F 療 法 若 し く は 造 血 幹 細 胞 移 植 を 実 施 す る 場 合 又 は 検 査 で 好 中 球 数 1500 / μ L 以 下 の 状 態 で あ る 場 合
	11	9 及 び 10 に 掲 げ る も の の ほ か、 慢 性 の 経 過 を た ど る 好 中 球 減 少 症	同 上
	12	シ ュ ヲ ヲ ハ マ ン ・ ダ イ ア モ ン ド 症 候 群	治 療 で 補 充 療 法、 Gー C S F 療 法、 除 鉄 剤 の 投 与、 抗 凝 固 療 法、 ス テ ロ イ ド 薬 の 投 与、 免 疫 抑 制 薬 の 投 与、 抗 腫 瘍 薬 の 投 与、 再 発 予 防 法、 感 染 症 予 防 療 法、 造 血 幹 細 胞 移 植、 腹 膜 透 析 又 は 血 液 透 析 の う ち 一 つ 以 上 を

		実施する場合	
	13	白血球接着不全症	同上
	14	慢性肉芽腫症	同上
	15	ミエロペルオキシダーゼ欠損症	感染の予防や治療で補充療法若しくは抗菌薬、抗ウイルス薬若しくは抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合
	16	メンデル遺伝型マイコプラクテリア易感染症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	17	12から16までに掲げるもののほか、白血球機能異常	同上
好酸球増加症	18	好酸球増加症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜

			透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合 左欄の疾病名に該当する場合
後天性免疫不全症	19	後天性免疫不全症候群（H I V感染によるものに限る。）	
	20	後天的な免疫系障害による免疫不全症	治療で補充療法、G—C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
自然免疫異常	21	I R A K 4 欠損症	治療で補充療法、G—C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	22	慢性皮膚粘膜カンジダ症	同上
	23	M y D 8 8 欠損症	同上
	24	免疫不全を伴う無汗性外胚葉形成異常症	同上
	25	21から24までに掲げるもののほか、自然	同上

先天性補体欠損症	免疫異常	26	遺伝性血管性浮腫（C1インヒビター欠損症）	治療で補充療法が必要となる場合
		27	先天性補体欠損症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
複合免疫不全症		28	26及び27に掲げるもののほか、先天性補体欠損症	同上
		29	アデノシンデアミンナーゼ（ADA）欠損症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
		30	X連鎖重症複合免疫不全症	同上
		31	オーマン症候群	同上
		32	細網異形成症	同上

	33	ZAP—70欠損症	同上
	34	CD8欠損症	同上
	35	プリヌマクレオシドホスホリラーゼ欠損症	同上
	36	MHCクラスI欠損症	同上
	37	MHCクラスII欠損症	同上
	38	29から37までに掲げるもののほか、複合免疫不全症	同上
慢性移植片対宿主病	39	慢性移植片対宿主病	治療で補充療法、G—CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
慢性活動性EBウイルス感染症	40	慢性活動性EBウイルス感染症	治療で補充療法、G—CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合

免疫調節障害	41	X連鎖リンパ増殖症候群	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合		
			42	自己免疫性リンパ増殖症候群 (ALPS)	同上
			43	チェダイアック・東症候群	同上
			44	41から43までに掲げるもののほか、免疫調節障害	同上
			45	ICF症候群	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、スチロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
免疫不全特微的な症候群	46	ウイヌコット・オルドリッチ症候群	同上		
			47	肝中心静脈閉鎖症を伴う免疫不全症	同上
			48	胸腺低形成 (ダイ・ジョージ症候群 / 22q11.2欠失症候群)	同上

49	高 I g E 症候群	同上
50	シムケ症候群	同上
51	先天性角化異常症	同上
52	ナイミーヘン染色体不安定症候群	同上
53	PMS 2 異常症	同上
54	グループム症候群	同上
55	毛細血管拡張性運動失調症	同上
56	R I D D L E 症候群	同上

第十一表 神経・筋疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
亜急性硬化性全脳炎	1	亜急性硬化性全脳炎	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
遺伝子異常による白質脳症	2	アレキサソダー病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、

			温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	3	カナバイン病	同上
	4	白質消失病	同上
	5	皮質下嚢胞をもつ大頭型白質脳症	同上
	6	ペリツエウス・メルツバツヘル病	同上
	7	エカルデイ・グテイエール症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	8	ウルリヒ型先天性筋ジストロフィー（類縁疾患を含む。）	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	9	エメリー・ドレイフス型筋ジストロフィー	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末
筋ジストロフィー			
エカルデイ・グテイエール症候群			

			<p>梢^{しよら}血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養のうち一つ以上を継続的に行っている場合</p>
	10	顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー	同上
	11	肢帯型筋ジストロフィー	同上
	12	デュシェンヌ型筋ジストロフィー	同上
	13	福山型先天性筋ジストロフィー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	14	メロジン欠損型先天性筋ジストロフィー	同上
重症筋無力症	15	重症筋無力症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものを

			いう。) 、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
ジュベール症候群 関連疾患	16	ジュベール症候群関連疾患	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。） 、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
シュワルツ・ヤンペル症候群	17	シュワルツ・ヤンペル症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。） 、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
小児交互性片麻痺	18	小児交互性片麻痺	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。） 、呼吸異常、体温調節異常

神経皮膚症候群	19	結節性硬化症			、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合 運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。））、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合			
						20	ゴースリン症候群（基底細胞母斑症候群）	同上
						21	神経皮膚黒色症	同上
						22	フォンヒツペル・リントウ病	同上
						23	ウンフエルリヒト・ルントボルク病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。））、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
頭蓋骨縫合早期癒	24	ラフォラ病	同上	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多				
	25	アペール症候群		閉傾向、行動障害（自傷行為又は多				

合症	26	クルーズン病	動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	27	非症候性頭蓋骨縫合早期癒合症	
	28	25から27までに掲げるもののほか、重度の頭蓋骨早期癒合症	
	29	脊髄小脳変性症	
脊髄小脳変性症	30	脊髄脳膜瘤	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
脊髄脳膜瘤	脊髄脳膜瘤		

			は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	31	脊髄髄膜瘤 ^{リウマチ}	同上
脊髄性筋萎縮症	32	脊髄性筋萎縮症	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢 ^{しほ} 血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養のうち一つ以上を継続的に行っている場合
先天性感染症	33	先天性風疹症候群 ^{しん}	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	34	先天性ヘルペスウイルス感染症	同上
先天性ニコチンパ	35	遺伝性運動感覚ニコチンパチー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多

チー			動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	36	先天性無痛無汗症	同上
先天性ミオパチー	37	先天性筋線維不均等症	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理(人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。)、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養のうち一つ以上を継続的に行っている場合
	38	セントラルコア病	同上
	39	ネマリンミオパチー	同上
	40	ワルチコア病	同上
	41	ミオチユグラーミオパチー	同上
	42	ミニコア病	同上
	43	37から42までに掲げるもののほか、先天性ミオパチー	同上

仙尾部奇形腫	44	仙尾部奇形腫	けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行動又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	45	ウェルナー症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
早老症	46	コケイン症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
多発性硬化症	47	多発性硬化症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常

			常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
難治てんかん脳症	48	点頭てんかん（ウエスト症候群）	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	49	乳児重症ミオクロニーてんかん	同上
	50	レノックス・ガストー症候群	同上
難治頻回部分発作重積型急性脳炎	51	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
乳児両側線条体壊死	52	乳児両側線条体壊死	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものを

			いう。) 、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合			
脳形成障害	53	滑脳症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。） 、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合			
				54	全前脳胞症	同上
				55	先天性水頭症	同上
				56	ダウンゲイター・ウオーカー症候群	同上
				57	中隔視神経形成異常症（ドモルシア症候群）	同上
	58	裂脳症	同上			
脳の鉄沈着を伴う神経変性疾患	59	乳児神経軸索グストロフィー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。） 、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち			

			一つ以上の症状が続く場合
	60	パントテソ酸キナーゼ関連神経変性症	同上
変形性筋ジストニー	61	変形性筋ジストニー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	62	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
もやもや病	63	もやもや病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち

ラズムツ セン脳炎	64	ラズムツセン脳炎	一つ以上の症状が続く場合 運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
レット症 候群	65	レット症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合

第十二表 慢性消化器疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
遺伝性腓 炎	1	遺伝性腓炎	体重増加不良、成長障害、易疲労性、反復する腹痛発作又は慢性的脂肪便のうち一つ以上の症状が認められる場合
炎症性腸	2	潰瘍性大腸炎	疾病による症状がある場合又は治療

疾患			を要する場合
家族性腺腫性ポリーシス 肝巨大血管腫 肝硬変症 肝内胆汁うつ滞性疾患	3	クローン病	同上
	4	早期発症型炎症性腸疾患	同上
	5	家族性腺腫性ポリーシス	左欄の疾病名に該当する場合
	6	肝巨大血管腫	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
	7	肝硬変症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
	8	アラジール症候群	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
	9	肝内胆管減少症	同上
	10	進行性家族性肝内胆汁うつ滞症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植若しくは小腸移植を行った場合
	11	先天性多発肝内胆管拡張症（カロリ病）	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
	12	先天性胆道拡張症	同上
	13	胆道閉鎖症	左欄の疾病名に該当する場合
	14	急性肝不全（昏睡型）	血液浄化療法、免疫抑制療法又は肝移植を行った場合
	急性肝不全（昏睡）		

型) クリグラー ー・ナジ ャー症候 群	15	クリグラー・ナジャー症候群	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
原発性硬化性胆管炎	16	原発性硬化性胆管炎	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
自己免疫性肝炎	17	自己免疫性肝炎	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
自己免疫性腸症 (I P E X 症候群を含む。)	18	自己免疫性腸症 (I P E X 症候群を含む。)	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合
周期性嘔吐症候群	19	周期性嘔吐症候群	次のいずれかに該当し、かつ薬物療法を要する場合 ア 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 イ 特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合
新生児へ	20	新生児へモクロトーシス	疾病による症状がある場合、治療を

モクロー トース			要する場合又は肝移植を行った場合
先天性肝 線維症	21	先天性肝線維症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
先天性吸 収不全症	22	アミラーゼ欠損症	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合
	23	エンテロキナーゼ欠損症	同上
	24	シヨ糖イソ麦芽糖分解酵素欠損症	同上
	25	先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症	同上
	26	乳糖不耐症	発症時期が乳児期の場合
	27	リパーゼ欠損症	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合
先天性門 脈欠損症	28	先天性門脈欠損症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
総排泄腔 遺残	29	総排泄腔遺残	左欄の疾病名に該当する場合
総排泄腔 外反症	30	総排泄腔外反症	左欄の疾病名に該当する場合
短腸症	31	短腸症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植若しくは小腸移植を行った場合

腸リンパ管拡張症	32	腸リンパ管拡張症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は小腸移植を行った場合
微絨毛封入体病	33	微絨毛封入体病	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は小腸移植を行った場合
ヒルシユスプルング病及び類縁疾患	34	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植若しくは小腸移植を行った場合
	35	腸管神経節細胞減少症	同上
	36	ヒルシユスプルング病	同上
	37	慢性特発性偽性腸閉塞症	同上
門脈圧亢進症	38	門脈圧亢進症（バンチ症候群を含む。）	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
門脈・肝動脈瘻	39	門脈・肝動脈瘻	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合

第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群			
区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候	1	アンジェルマン症候群	基準（ア）又は基準（ウ）を満たす場合
	2	5p-症候群	基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合

3	13トリソミー症候群	同上
4	18トリソミー症候群	同上
5	ダウン症候群	基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）又は基準（エ）を満たす場合
6	4p-症候群	基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合
7	1から6までに掲げるもののほか、常染色体異常（ウイリアムズ症候群及びブライダー・ウイリ症候群を除く。）	基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）又は基準（エ）を満たす場合
8	ウイバー症候群	同上
9	歌舞伎症候群	基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合
10	コステロ症候群	基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）又は基準（エ）を満たす場合
11	コフィン・ローリー症候群	基準（ア）を満たす場合
12	コルネリア・デラング症候群	基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合
13	CF C症候群	基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）又は基準（エ）を満たす場合
14	スミス・マギニス症候群	基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合
15	ソトス症候群	基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）

群

) 又は基準 (エ) を満たす場合
16	チャージ症候群	基準 (ア) 、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
17	ベックウイズ・グーデマン症候群	基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
18	マルファン症候群	基準 (イ) を満たす場合又は大動脈瘤破裂の場合若しくは破裂が予想される場合
19	ルビンジュタイン・テイビ症候群	基準 (ア) 、基準 (イ) 、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合

備考

本表中「基準 (ア) 」、「基準 (イ) 」、「基準 (ウ) 」及び「基準 (エ) 」とは、それぞれ次の表の右欄に掲げる基準をいう。

基準 (ア)	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上続く場合であること。
基準 (イ)	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合であること。
基準 (ウ)	治療で呼吸管理 (人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。)、酸素療法又は胃管、胃瘻、中心静脈栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合であること。
基準 (エ)	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合であること。ただし、治療から5年を経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場

合は、再度対象とする。

第十四表 皮膚疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
眼皮膚白皮症（先天性白皮症）	1	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症（ヘルマン・スキュー・パドフラック症候群、チェダイアツク・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。
色素性乾皮症	2	色素性乾皮症	左欄の疾病名に該当する場合
先天性魚鱗癬	3	ケラチン症性魚鱗癬（表皮融解性魚鱗癬（優性／劣性）及び表在性表皮融解性魚鱗癬を含む。）	感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合
	4	シエーグレン・ラルソン症候群	同上
	5	常染色体劣性遺伝性魚鱗癬（道化師様魚鱗癬を除く。）	同上
	6	道化師様魚鱗癬	同上
	7	ネザートン症候群	同上
	8	3から7までに掲げるもののほか、先天性魚鱗癬	同上

のうほう 膿疱性乾癬 (汎発型) 表皮水疱症	9	のうほう 膿疱性乾癬 (汎発型)	治療が必要な場合。ただし、軽症型又は一過性の場合には対象としない。 常に水疱びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材 (特定保険医療材料) を使用する必要がある場合 顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合
レックリングハウゼン病 (神経線維腫症 I 型)	11	レックリングハウゼン病 (神経線維腫症 I 型)	

別表第一 慢性腎不全、後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症及び成長ホルモン (GH)) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものを除く。) による低身長症用身長基準 (標準身長 \times 2.5SD値 上段男子、下段女子) (単位: cm)

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	43.6	48.0	52.3	55.7	58.5	60.4	61.9	63.2	64.4	65.5	66.5	67.6
	43.2	47.3	51.3	54.5	57.1	59.0	60.5	61.7	62.9	64.0	65.1	66.1
1歳	68.5	69.5	70.3	71.1	71.9	72.7	73.5	74.3	75.1	75.8	76.6	77.2
	67.1	68.1	69.0	70.0	70.8	71.7	72.5	73.4	74.2	74.9	75.6	76.3
2歳	77.9	78.5	79.2	79.8	80.4	80.9	81.5	82.0	82.6	83.1	83.6	84.2

	77.0	77.6	78.2	78.8	79.4	79.9	80.5	81.0	81.6	82.1	82.7	83.3
3歳	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.2	87.7	88.2	88.7	89.1	89.6	90.1
	83.8	84.3	84.9	85.4	85.9	86.5	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5
4歳	90.5	91.0	91.4	91.9	92.3	92.8	93.2	93.7	94.1	94.6	95.0	95.5
	90.0	90.5	90.9	91.4	91.9	92.4	92.8	93.3	93.7	94.2	94.7	95.2
5歳	95.9	96.3	96.8	97.3	97.7	98.2	98.6	99.1	99.5	100.0	100.4	100.9
	95.6	96.1	96.6	97.0	97.5	97.9	98.4	98.9	99.3	99.8	100.2	100.7
6歳	101.4	101.9	102.4	102.8	103.3	103.8	104.3	104.7	105.2	105.6	106.1	106.5
	101.1	101.6	102.0	102.5	102.8	103.2	103.6	104.1	104.5	104.9	105.4	105.8
7歳	107.0	107.4	107.9	108.3	108.8	109.2	109.7	110.1	110.5	110.9	111.3	111.7
	106.3	106.7	107.1	107.6	108.0	108.4	108.9	109.3	109.7	110.1	110.4	110.8
8歳	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7	114.1	114.5	114.9	115.3	115.7	116.1	116.5
	111.2	111.6	112.0	112.4	112.8	113.2	113.6	114.0	114.3	114.7	115.1	115.5
9歳	116.9	117.3	117.7	118.1	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.4	120.8	121.1
	115.8	116.2	116.6	117.0	117.3	117.7	118.1	118.5	119.0	119.4	119.8	120.3
10歳	121.5	121.9	122.3	122.6	123.0	123.4	123.8	124.1	124.4	124.7	125.0	125.3
	120.7	121.1	121.6	122.0	122.5	122.9	123.3	123.9	124.5	125.1	125.7	126.3
11歳	125.6	125.9	126.2	126.5	126.8	127.1	127.5	127.9	128.3	128.8	129.2	129.7
	126.9	127.5	128.1	128.7	129.2	129.8	130.4	131.0	131.6	132.1	132.7	133.3
12歳	130.1	130.5	131.0	131.4	131.9	132.3	132.8	133.4	134.1	134.8	135.4	136.1
	133.9	134.4	135.0	135.6	136.1	136.7	137.3	137.6	138.0	138.4	138.7	139.1
13歳	136.8	137.4	138.1	138.8	139.4	140.1	140.8	141.5	142.2	142.9	143.6	144.3

	139.4	139.8	140.2	140.5	140.9	141.2	141.6	141.8	141.9	142.1	142.3	142.4
14歳	145.0	145.7	146.4	147.2	147.9	148.6	149.3	149.7	150.0	150.4	150.8	151.2
	142.6	142.7	142.9	143.1	143.2	143.4	143.6	143.6	143.7	143.7	143.8	143.8
15歳	151.6	152.0	152.3	152.7	153.1	153.5	153.9	154.0	154.2	154.3	154.5	154.6
	143.9	144.0	144.0	144.1	144.1	144.2	144.3	144.3	144.3	144.3	144.4	144.4
16歳	154.8	154.9	155.0	155.2	155.3	155.5	155.6	155.7	155.7	155.8	155.8	155.9
	144.4	144.5	144.5	144.5	144.6	144.6	144.6	144.7	144.7	144.7	144.7	144.8
17歳	155.9	156.0	156.0	156.1	156.1	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2
	144.8	144.8	144.9	144.9	144.9	144.9	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0

別表第二 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）、「ターナー症候群及びプラダー・ウイリ症候群用身長基準

（標準身長 \times 2.0SD値 上段男子、下段女子）

（単位：cm）

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	44.7	49.1	53.4	56.9	59.6	61.6	63.1	64.4	65.6	66.7	67.8	68.8
	44.2	48.4	52.4	55.6	58.2	60.1	61.6	62.9	64.1	65.2	66.3	67.4
1歳	69.8	70.8	71.6	72.5	73.3	74.1	74.9	75.7	76.5	77.3	78.0	78.7
	68.4	69.4	70.3	71.3	72.2	73.0	73.9	74.7	75.6	76.3	77.1	77.7
2歳	79.4	80.1	80.7	81.3	81.9	82.5	83.1	83.7	84.2	84.8	85.3	85.9
	78.4	79.1	79.7	80.3	80.9	81.5	82.1	82.6	83.2	83.8	84.3	84.9
3歳	86.4	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0
	85.5	86.0	86.6	87.1	87.7	88.2	88.8	89.3	89.8	90.3	90.9	91.4

4歳	92.5	92.9	93.4	93.9	94.3	94.8	95.3	95.8	96.2	96.7	97.1	97.6
	91.9	92.4	92.9	93.4	93.9	94.3	94.8	95.3	95.8	96.3	96.8	97.2
5歳	98.1	98.5	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.4	101.8	102.3	102.8	103.3
	97.7	98.2	98.7	99.2	99.7	100.1	100.6	101.1	101.6	102.0	102.5	103.0
6歳	103.8	104.3	104.8	105.3	105.8	106.3	106.8	107.2	107.7	108.1	108.6	109.0
	103.4	103.9	104.4	104.8	105.2	105.6	106.1	106.5	107.0	107.4	107.9	108.3
7歳	109.5	110.0	110.4	110.9	111.3	111.8	112.2	112.6	113.1	113.5	113.9	114.3
	108.8	109.2	109.6	110.1	110.5	111.0	111.4	111.9	112.3	112.7	113.1	113.5
8歳	114.7	115.1	115.5	116.0	116.4	116.8	117.2	117.6	118.0	118.4	118.8	119.3
	113.9	114.3	114.7	115.1	115.5	116.0	116.4	116.8	117.2	117.6	118.0	118.4
9歳	119.7	120.1	120.5	120.9	121.3	121.7	122.1	122.5	122.9	123.3	123.7	124.1
	118.8	119.2	119.6	120.0	120.4	120.8	121.2	121.6	122.1	122.6	123.0	123.5
10歳	124.5	124.9	125.3	125.7	126.1	126.4	126.8	127.2	127.5	127.9	128.2	128.6
	123.9	124.4	124.9	125.3	125.8	126.3	126.7	127.3	127.9	128.5	129.1	129.7
11歳	128.9	129.3	129.6	130.0	130.3	130.7	131.0	131.5	132.0	132.5	132.9	133.4
	130.2	130.8	131.4	132.0	132.6	133.2	133.8	134.3	134.8	135.4	135.9	136.5
12歳	133.9	134.4	134.9	135.3	135.8	136.3	136.8	137.4	138.1	138.7	139.4	140.0
	137.0	137.5	138.1	138.6	139.2	139.7	140.2	140.6	140.9	141.3	141.6	141.9
13歳	140.7	141.4	142.0	142.7	143.3	144.0	144.6	145.3	145.9	146.6	147.3	147.9
	142.3	142.6	142.9	143.3	143.6	144.0	144.3	144.5	144.6	144.8	144.9	145.1
14歳	148.6	149.2	149.9	150.5	151.2	151.9	152.5	152.9	153.2	153.6	154.0	154.3
	145.3	145.4	145.6	145.7	145.9	146.0	146.2	146.3	146.3	146.4	146.4	146.5

15歳	154.7	155.0	155.4	155.7	156.1	156.5	156.8	157.0	157.1	157.2	157.4	157.5
	146.5	146.6	146.6	146.7	146.8	146.8	146.9	146.9	146.9	147.0	147.0	147.0
16歳	157.7	157.8	158.0	158.1	158.2	158.4	158.5	158.6	158.6	158.7	158.7	158.8
	147.1	147.1	147.1	147.1	147.2	147.2	147.2	147.3	147.3	147.3	147.4	147.4
17歳	158.8	158.9	158.9	159.0	159.0	159.1	159.1	159.1	159.1	159.1	159.1	159.1
	147.4	147.5	147.5	147.5	147.5	147.6	147.6	147.6	147.6	147.6	147.6	147.6

別表第三 成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものに限る。) 、ターナー症候群及びプラダー・ウィリ症候群用成長速度基準

(成長速度が標準値の-1.5SD値 上段男子、下段女子) (単位：cm)

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1歳	11.6	11.1	10.5	9.9	9.6	9.3	8.9	8.7	8.5	8.3	8.1	7.8
	11.3	10.8	10.4	9.9	9.6	9.2	8.8	8.6	8.3	8.1	7.9	7.7
2歳	7.6	7.5	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	6.9	6.7	6.6	6.5	6.5
	7.5	7.5	7.3	7.2	7.1	6.9	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4
3歳	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.8
	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.8
4歳	5.8	5.7	5.7	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2
	5.8	5.8	5.7	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2
5歳	5.1	5.1	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.7	4.7	4.7	4.6
	5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1	5.2
6歳	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6

	5.1	5.1	5.1	5.1	5.0	5.0	4.9	4.9	4.7	4.7	4.7	4.6
7歳	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4
	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3
8歳	4.4	4.4	4.3	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.1
	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.2
9歳	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9
	4.2	4.2	4.2	4.2	4.3	4.4	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	5.0
10歳	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.1
	5.2	5.2	5.4	5.5	5.7	5.8	6.0	6.1	6.2	6.4	6.4	6.6
11歳	4.1	4.1	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.7	4.8	5.0	5.1	5.3
	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	6.2	6.1	5.9	5.6	5.5	5.2	4.8
12歳	5.5	5.7	5.9	6.1	6.3	6.6	6.9	7.1	7.2	7.4	7.5	7.7
	4.5	4.2	4.0	3.6	3.3	3.1	2.9	2.7	2.4	2.2	2.0	1.9
13歳	7.7	7.5	7.4	7.2	7.1	7.0	6.9	6.6	6.4	6.1	5.7	5.3
	1.7	1.6	1.5	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6
14歳	5.0	4.7	4.4	4.1	3.8	3.6	3.3	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5
	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2
15歳	2.3	2.1	2.0	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0	0.9
	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16歳	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
17歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

別表第四 軟骨低形成症及び軟骨無形成症用身長基準
 (標準身長の-3.0SD値 上段男子、下段女子) (単位：cm)

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	42.5	47.0	51.2	54.6	57.3	59.2	60.8	62.0	63.2	64.3	65.3	66.3
	42.2	46.3	50.2	53.4	56.0	57.8	59.4	60.6	61.8	62.8	63.9	64.9
1歳	67.2	68.1	69.0	69.8	70.6	71.4	72.1	72.9	73.7	74.4	75.1	75.7
	65.9	66.8	67.7	68.7	69.5	70.3	71.2	72.0	72.8	73.5	74.2	74.8
2歳	76.4	77.0	77.6	78.2	78.8	79.3	79.9	80.4	80.9	81.4	82.0	82.5
	75.5	76.1	76.7	77.3	77.8	78.4	78.9	79.4	80.0	80.5	81.1	81.6
3歳	83.0	83.5	84.0	84.5	84.9	85.4	85.9	86.3	86.8	87.3	87.7	88.1
	82.1	82.6	83.2	83.7	84.2	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.1	87.6
4歳	88.6	89.0	89.4	89.9	90.3	90.7	91.2	91.6	92.0	92.5	92.9	93.3
	88.1	88.5	89.0	89.5	89.9	90.4	90.8	91.3	91.7	92.1	92.6	93.1
5歳	93.7	94.2	94.6	95.0	95.5	95.9	96.3	96.8	97.2	97.7	98.1	98.6
	93.5	94.0	94.4	94.9	95.3	95.7	96.2	96.6	97.1	97.5	97.9	98.4
6歳	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.3	101.8	102.3	102.7	103.1	103.6	104.0
	98.8	99.2	99.6	100.1	100.5	100.8	101.2	101.6	102.0	102.5	102.9	103.3
7歳	104.5	104.9	105.3	105.8	106.2	106.6	107.1	107.5	107.9	108.2	108.6	109.0
	103.8	104.2	104.6	105.0	105.5	105.9	106.3	106.7	107.1	107.4	107.8	108.2
8歳	109.4	109.8	110.2	110.6	111.0	111.4	111.8	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7

	108.6	108.9	109.3	109.7	110.0	110.4	110.8	111.1	111.5	111.8	112.2	112.5
9歳	114.1	114.5	114.8	115.2	115.6	116.0	116.4	116.7	117.1	117.5	117.8	118.2
	112.9	113.2	113.6	113.9	114.3	114.6	115.0	115.4	115.8	116.2	116.6	117.0
10歳	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.3	120.7	121.0	121.2	121.5	121.8	122.0
	117.5	117.9	118.3	118.7	119.1	119.5	119.9	120.5	121.1	121.7	122.3	122.9
11歳	122.3	122.6	122.8	123.1	123.4	123.6	123.9	124.3	124.7	125.1	125.5	125.9
	123.5	124.1	124.7	125.3	125.9	126.5	127.1	127.7	128.3	128.9	129.5	130.1
12歳	126.3	126.7	127.1	127.5	127.9	128.3	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.1
	130.7	131.3	131.9	132.5	133.1	133.7	134.3	134.7	135.1	135.5	135.8	136.2
13歳	132.8	133.5	134.2	134.9	135.6	136.2	136.9	137.7	138.4	139.2	140.0	140.7
	136.6	137.0	137.4	137.8	138.1	138.5	138.9	139.1	139.2	139.4	139.6	139.7
14歳	141.5	142.2	143.0	143.8	144.5	145.3	146.0	146.4	146.8	147.3	147.7	148.1
	139.9	140.1	140.2	140.4	140.6	140.7	140.9	141.0	141.0	141.1	141.1	141.2
15歳	148.5	148.9	149.3	149.7	150.1	150.5	150.9	151.1	151.2	151.4	151.5	151.7
	141.3	141.3	141.4	141.5	141.5	141.6	141.6	141.7	141.7	141.7	141.8	141.8
16歳	151.8	152.0	152.1	152.3	152.4	152.6	152.7	152.8	152.8	152.9	152.9	153.0
	141.8	141.9	141.9	141.9	141.9	142.0	142.0	142.0	142.1	142.1	142.1	142.2
17歳	153.0	153.1	153.1	153.2	153.2	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3
	142.2	142.2	142.2	142.3	142.3	142.3	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4